

(表)

様式第1号(第4条関係)

No

本人通知制度事前登録申込書

高島市長

高島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり事前登録を申し込みます。

令和 年 月 日

申込人	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名			年 月 日
	住所	(〒 -)		
連絡先	- -	[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]		
事前登録を希望する人	<input type="checkbox"/> 申込人本人			
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名			年 月 日
	住所	(〒 -)		
連絡先	- -	[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他]		
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所			
	<input type="checkbox"/> 市外に転出する前に住民登録していた住所			
	高島市	番地		
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者		筆頭者	
	高島市	番地	()	
	<input type="checkbox"/> 市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者		筆頭者	
	高島市	番地	()	
<input type="checkbox"/> 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。				

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□欄にレ点をつけてください。

2 申し込みの際は、次の書類を提示し、または提出してください。

- (1) 申込人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) その他の代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※事務処理欄

証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍謄・抄本 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄・抄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄・抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍除附票の写し
-------	--

受付	本人確認書類	代理権確認	名簿	住基	戸籍	備考
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()				

(裏)

高島市住民票の写し等の第3者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、高島市に事前登録したもの(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本または戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(戸籍届書に係る証明書を除く。)(以下「住民票の写し等」という。)を第三者(本人等(注)の代理人および本人等以外の者(国又は地方公共団体の期間を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注)本人等 (住民票関係)本人または本人と同一世帯の者
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付した時は、事前登録者または法定代理人に住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。

3. 通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別および部数。
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- ※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、高島市個人情報保護条例に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても高島市個人情報保護条例の範囲内の情報が開示されます。

5. 事前登録の申込の受付は、高島市役所市民課または各支所で行います。(ただし、閉庁日には取り扱っておりません。)

6. 登録者名簿への登録は、申込書を受付、審査し受理した日の翌日(その日が市の休日にあたる場合はその翌開庁日)となります。

7. 事前登録を希望する者(以下「事前登録希望者」という。)は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

8. 郵便または信書便による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます
- (1) 事前登録希望者が疾病その他やむを得ない理由により直接申し込みをすることができない場合
 - (2) 他の市町村に居住している場合

9. 転出または転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出は必要です。

10. 事前登録者が国外転出(出国)したとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

11. 次の請求があったときは、通知を行いません。

【住民票関係】本人と同一世帯員からの請求。

【戸籍関係】本人と同一戸籍に記載されている人、直系尊属、直系卑属からの請求

【住記・戸籍関係】

- ・国または地方公共団体の機関からの公用請求により交付した場合
- ・裁判手続きや紛争処理のための請求
- ・市長が特別な請求または申出と認めたとき